

# 人愛 幸せを求めて ⑧

2003~2012  
国連識字の10年

すべての人々に教育を

## もしや児童虐待では？と感じたら

### 子どもの生命と未来を守るために

11月は、児童虐待防止推進月間です。核家族化の進行や日常生活で、地域とのかかわりが薄くなったことなどから、家庭が社会から孤立し、

他人に知られないまま行われている児童虐待が増加しています。

児童虐待には、暴力による身体的虐待、暴言による精神的虐待のほか、食事を与えないなどの育児放棄（ネグレクト）もあります。

増え続ける児童虐待に対応するため、国では、児童虐待防止法などを改正し、今年4月から、児童虐待に関する連絡・相談の窓口を、市町村にも設置することになり、市でも窓口を設置しています。また児童虐待と特定できなくても、疑いがあれば、誰でも連絡・相談しなければならぬことになりました。

「子どもの大きな泣き声がある」「親のどなり声がよくある」など、児童虐待の疑いは、さまざまです。しかし、「人のしつげに、とやかく言うのは」「連絡をしたら逆恨みされそう」と思い、対応が遅れると、子どもの生命に関わる危険性もあり

ます。

連絡・相談して、間違いであつても責任を問われることはありません。また連絡者の名前を外部に漏らすことは絶対にありません。

子どもの、つらい苦しい思いに気づき、次代を担う子どもの権利を守っていきましょう。あなたの行動が子どもや保護者を救うことにつながります。

#### 児童虐待の窓口

子育て支援課 ☎08486760

45 ☎0848642130

夜間・休日 ☎084864211

1 ☎0848642130

(人権啓発広報編集委員会)

#### 人権啓発パネル展

とき 12月1日(木)~10日(土) 9時~18時30分  
ところ 人権文化センター(長谷町)  
テーマ 障害のある人が一人の人間として当たり前にくらせる社会をめざして  
問い合わせ先 人権文化センター ☎0848661111

#### 児童虐待防止 推進月間標語

気づいたら 支えて 知らせて 見守って



#### 《相談内容》

携帯電話で音楽サイトを見ているとき、そこにある接続先をクリックしたら、アダルトサイトにつながり、登録したことになりました。「情報を4日以内に4万円支払え」とメールがきたので、解約の電話をしましたが、解約できず、相手に携帯電話番号が知られてしまいました。留守番電話に「料金を支払え」というメッセージが残されていました。どうしたらよいでしょうか。

#### 《アドバイス》

携帯電話や、パソコンから接続したサイト上で、利用者の申し込みや承諾の意思の有無について、確認を求める措置が取られている場合や、サイトを利用するつもりで、申し込みボタンをクリックするなどの操作をした場合、契約が成立する場合があります。

#### 音楽サイトを見ていて アダルトサイトへ

登録するつもりはなかったのに、クリックしただけで登録になるような場合は、契約が成立したことはありません。料金を支払う必要はありません。

請求の電話がかかってきても、着信拒否などの設定をし、き然とした態度で無視しましょう。住所、名前、自宅の電話番号、親の勤務先などの個人情報、絶対に漏らさないように注意しましょう。

知らない人からのメールは開かない、またそのようなメールに記載されたアドレスには、不用意にアクセスしないことが大切です。

#### 消費生活相談室

☎0848676410

とき 土・日曜日、祝日を  
除く 月~金曜日  
10時~16時  
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

11日(金) 10時~12時

大和人権文化センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072  
☎084864103